

公 示

下記のとおり、避難先における特定健診等に係る事務等の共同委託による業務効率化を通じた原子力災害被災市町村の職員不足緩和に関する調査事業に係る企画競争を行います。

令和8年4月10日

支出負担行為担当官

復興庁会計担当参事官

木村 公一

記

1 契約担当官等の官職及び氏名

支出負担行為担当官

復興庁会計担当参事官 木村 公一

2 企画競争の内容

(1) 事業名

避難先における特定健診等に係る事務等の共同委託による業務効率化を通じた原子力災害被災市町村の職員不足緩和に関する調査事業

(2) 事業の背景・目的

原子力災害被災市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。以下同じ。）においては、全国的な人口減少に加え、避難者対応や復興事業に係る業務が通常業務に加えて存在していることから、市町村役場の職員不足が深刻な状況となっている。

特に不足しがちな専門職のうち、例えば保健師については、原子力災害被災市町村特有の業務として、中通り等の遠方の避難先に居住する住民への戸別訪問や避難先での特定健診等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく健康診査（特定健診）や健康増進法に基づくがん検診等の各種健診をいう。以下同じ。）の実施など、避難者へのケアが必要となることから、職員が不足しており、また、土木・建築職については、復興に必要なインフラ整備がまだまだ多く残る市町村において、職員が不足している。

こういった職員不足については、これまで復興庁では、他県自治体からの応援職員派遣（総務省スキーム）に係る要望活動や復興庁で採用した期間業務職員の派遣（復興庁スキーム）といった直接人材を派遣する各種支援策を講じてきたところであるが、全国的な人材不足が顕在化・加速化する中で、従来の支援策だけでは、必要な職員を確保していくことが難しくなってきている。

令和7年度から、復興庁福島復興局と福島県庁が連携し、効率的・効果的な人材確保支援施策を行いつつ、持続可能な行政運営の実現性を高めるための伴走支援も行うため、「原子力災害被災市町村の職員確保等を通じた行政運営支援プロジェクトチーム」を立ち上げ、一部の原子力災害被災市町村（南相馬市、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯舘村）との意見交換を通じた原子力災害被災市町村の職

員不足に対する具体的な取組の検討を進めている。

検討を進める中で、原子力災害被災市町村の職員不足は、広域・共同での業務の委託や実施、DXの推進等により業務効率化を図り、限られた人数の中でも業務遂行を可能にすることで、緩和させることができる可能性が高いという考えに至った。本調査においては、具体的な業務を取り上げ、原子力災害被災市町村及び福島県庁と共に検討することで、原子力災害被災市町村の業務効率化の取組を促進し、職員不足を緩和することにより、持続可能な行政運営の実現性を高めることを目指したい。

原子力災害被災市町村役場における職員不足を緩和するために、従来の人材確保支援と並行し、業務効率化を図り、限られた人数の中でも業務遂行を可能にすることが効果的であると考えられる。

本調査においては、福島復興局が一部の原子力災害被災市町村（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）との意見交換等により把握したニーズである、保健師の不足について、原子力災害被災市町村が避難先にて実施している特定健診等に係る事務を具体的な事例として取り上げ、同事務の一部を複数市町村共同で委託する上で必要な事項について、原子力災害被災市町村及び福島県庁と共に検討し、調査を行う。また、他分野の事務についても、効率化の可能性を調査する。

本調査は、その調査の過程及び結果により、避難先における特定健診等の実施に係る事務が効率化されることはもとより、今回取り上げる事例以外の業務も含め、原子力災害被災市町村における業務効率化の取組を促進し、原子力災害被災市町村同士により緊密な連携の足掛かりとなることも念頭に置きながら、原子力災害被災市町村の持続可能な行政運営の実現性を高めることを目的とする。

(3) 事業内容

受注者は、次のア～カの業務を行う。

なお、本業務は避難先での特定健診等を実施している原子力災害被災市町村（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町を想定）のうち少なくとも2以上の協力を得て進めること。

また、令和9年度における避難先での特定健診等に係る事務の共同委託の可能性を見据え、(4)の事業実施期間にかかわらず、ア～ウの当該事務に関する業務は令和8年10月を目途に完了させること。

ア 避難先での特定健診等に係る事務の調査

① 事務の現状調査

本業務に協力する原子力災害被災市町村（以下「協力市町村」という。）を対象として、健診日程の調整や会場確保といった準備作業から、特定健診等当日の作業、特定健診等終了後の結果説明会といった事後作業まで、避難先での特定健診等に係る一連の事務について調査を行い、協力市町村ごとに整理すること。その際、他市町村が実施する特定健診等に自市町村の住民を参加させるために発生する調整作業などの付随的に発生する事務や、一連の事務の中で既に委託により実施している事務など、関連する事務についても調査すること。

調査方法については、協力市町村へのヒアリングやアンケート等の方法によること。なお、調査に当たっては、協力市町村に過大な負担を掛けないように配慮すること。また、ヒアリングやアンケート等、協力市町村に対応を

依頼する際は、事前にその内容を当庁と協議すること。

② 委託可能な事務の検討

①において調査した事務の中で、関係する法令上委託により実施することが可能な事務、及びその性質上必ずしも市町村の職員が直接行う必要がなく委託可能と考えられる事務を検討すること。

イ 避難先での特定健診等に係る事務の共同委託に向けた検討

① 共同委託の事務スキームの検討

ア②において検討した委託可能な事務について、複数の協力市町村が共同で委託する場合における事務のスキーム（誰が、いつ、どのように、何を行うか）を検討すること。

また、当該スキームのうち、共同委託の方法としては、複数の市町村がある特定の1者（市町村、県庁、事務組合等）に自身の事務を一旦委託し、委託された特定の1者がさらに民間等に事務を委託するなど、様々な方法が考えられる。そこで、各省庁が実施している検討会議や調査事業のレポート、全国の自治体の有効事例等といった情報を収集し、共同委託の方法（費用負担の在り方を含む。）を複数検討すること。

なお、当該スキームについては、以下②及び③の検討結果も踏まえつつ更新すること。

企画競争応募要領の交付を希望する者に対しては、当該スキームに関するイメージを示した「たたき台」を参考資料として提供するので、必要に応じ参考にすること。

② 共同委託する上で共通化が必要な事項に関する検討

避難先での特定健診等に係る事務については、協力市町村ごとに事務の内容や手法に若干の差異があると考えられる。例えば、特定健診等の会場において、健診を終えた住民を対象に、高齢者の医療の確保に関する法律に定める特定保健指導の初回面談を実施している市町村もあれば、特定健診等終了後、後日健診結果が出てから、結果説明会と題して特定保健指導の初回面談を実施している市町村もある。そこで、共同委託をする上で、共通化が必要な事項を検討するとともに、どのような形で共通化させるべきかを検討すること。

③ 共同委託のメリット・デメリットの検討

①及び②で検討した事務スキーム等を基に、協力市町村及び関係主体（共同委託の方法に応じて県庁、事務組合等）における共同委託のメリット（費用の軽減、職員の超過勤務時間の削減等）及びデメリット（共同委託にすることで新たに発生する費用、事務負担等）について、可能な限り定量的に試算すること。その際、現状の事務や単独で委託する場合の費用や事務負担と比較すること。

ウ 関連情報の調査

① 委託先として考えられる業種・企業のリストアップ

検討した共同委託の事務スキーム等を基に、委託先として考えられる業種や企業をリストアップすること。ただし、個別の企業名については、カ②の事業報告書においては言及せず、当該事業報告書とは別冊のリストを作成し、

提出すること。

② 共同委託に当たって活用可能な支援策や財源の調査

特定健診等の実施に対する既存の支援事業や補助金などの財源を調査するとともに、その他活用可能性のある支援策や財源を幅広く調査すること。

エ 共同委託により業務効率化が見込まれる他の事務の調査

上記の調査結果を踏まえ、業務効率化のために共同委託が効果的と考えられる事務の性質を分析するとともに、特定健診等以外の保健福祉分野の事務又は他分野の事務において、共同委託により業務効率化が見込まれる事務について、協力市町村へのヒアリング等により調査すること。

オ 協力市町村及び福島県庁との検討会議の設置・運営

ア～エの業務を実施するに当たり、協力市町村及び福島県庁と共に検討するため、検討会議を設置し、必要な回数開催するとともに、その運営を行うこと。検討会議のメンバーは協力市町村及び福島県庁の関係する課の職員並びに復興庁福島復興局の職員とすること。また、学識経験者等の有識者を座長として1名置き、その他、会議内容に合わせて適任な有識者（特定の一者に限らない）を必要な回に参加させること。なお、会議の形式は対面、オンライン又は対面とオンラインのハイブリット形式のいずれかとする。

カ 調査結果の報告

① 調査結果報告会の開催

調査結果が取りまとめ次第、可能な限り速やかに原子力災害被災市町村（協力市町村に限らない。）及び福島県庁に対して、調査結果報告会を開催すること。形式は対面、オンライン又は対面とオンラインのハイブリット形式のいずれかとする。

② 事業報告書の作成

ア～カ①の業務について、事業報告書を作成し、業務完了時に提出すること。

(4) 事業実施期間

契約締結日から令和9年3月24日までとする。

3 企画競争に参加する者に必要な資格及び企画提案内容に関する要件

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和07・08・09年度全省庁統一競争参加資格の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた者であること。なお、資格審査の統一基準における統一付与数値合計に所与の技術力評価の数値を加算した場合に、上記の等級に相当する数値となる者等（以下、「技術力ある中小企業者等」という。）においては、当該等級に相当する技術力を有すると認められた場合、入札を認める。

(4) 復興庁における物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (5) 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- (6) 事業の実施に関する計画が、適切なものであること。

4 企画競争説明会の開催

以下のとおり、企画競争説明会を開催する予定である。

企画競争説明会への参加を希望する者は、(3)の期日までに、5(1)(エ)の担当者宛にE-mailにて参加申込を行うこと。

- (1) 日時：令和8年4月20日(月)14時～
- (2) 開催方法：オンライン方式(ミーティングURL等は参加申込者に別途送付する。)
- (3) 参加申込〆切：令和8年4月17日(金)12時

5 企画提案の手続等

(1) 企画競争応募要領の交付期間・提案書類提出方法等

(ア) 企画競争応募要領の交付期間

令和8年4月10日(金)～令和8年5月14日(木)17時まで

(イ) 企画競争応募要領の交付方法

企画競争応募要領の交付を希望する場合は、(エ)の担当者まで問い合わせること。

(ウ) 応募〆切

令和8年5月14日(木)17時まで

(エ) 提案書類の提出先

復興庁福島復興局 松川、坂本宛

電子メール：masaki.matsukawa.s5m@fukko.go.jp

sho.sakamoto.t5n@fukko.go.jp

住所：〒960-8031 福島県福島市栄町11-25A X Cビル7階

TEL：024-522-8513(直通)

(2) 企画提案書の提出方法

5(1)(エ)あて、提出期限までにメールにて電子媒体で提出すること。

なお、電子媒体は、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、PDF形式のいずれかとする。(これによりがたい場合は、申し出ること。)

また、全省庁統一競争参加資格審査結果通知書の写し及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を1部提出すること。

6 契約候補者の選定方法

企画競争応募要領に基づき提出された企画提案書について審査を行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画提案書を提出した1者を選定し、契約候補者とする。

7 企画競争の無効

企画競争に必要な資格のない者の提出した企画提案書は無効とする。また、企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書は無効にする。

8 選定結果の通知

企画提案書を提出した全者に、令和8年5月下旬までに通知する。

9 その他

詳細は、避難先における特定健診等に係る事務等の共同委託による業務効率化を通じた原子力災害被災市町村の職員不足緩和に関する調査事業に係る企画競争応募要領による。